

健診を受けましょう

基本健診

健康管理や病気の早期発見のために健診を受けましょう。

《対象》学校や職場で健診を受ける機会のない、19歳から39歳の方
(昭和48年4月1日以降平成6年4月1日以前生まれ)

《内容》身体測定(身長・体重・腹囲)医師診察、尿検査、血圧測定、血液検査(脂質・肝機能・貧血・血糖・腎機能)

《費用》1,000円

《実施日》6月～7月に市内各地域で実施

※予約不要、直接会場にお越しください

※詳しい日程は健診(検診)カレンダー14ページをご覧ください。お手元にカレンダーのない方は各市民窓口センター、保健センターに設置しています。

問い合わせ 健康推進課 健康増進係 ☎65-0737 ☎63-4591

特定健診

自覚症状がないまま静かに進行していく生活習慣病の原因となる“メタボリックシンドローム”に着目した健診です。1年に1回健診を受けて、からだの変化や異常に気づきましょう。

《対象》40歳から74歳の方

特定健診は、ご加入の健康保険ごとに実施しますので、社会保険にご加入の方は、お勤め先にて受診してください。甲賀市国民健康保険(国保)にご加入の方には、次の日程により受診券を郵送いたします。届きましたら、健診を受けてください。

【国民健康保険にご加入の方の受診券送付時期】

年齢	生まれ月	送付月	受診方法
40歳～64歳 (生年月日) S23.4.1～S48.3.31	すべて	5月下旬	集団健診 または 医療機関での個別健診
65歳～74歳 (生年月日) S12.10.1～S23.3.31	10月・11月・12月	6月下旬	医療機関での個別健診
	1月・2月・3月	7月下旬	
	4月・5月・6月	8月下旬	
	7月・8月・9月	9月下旬	

《費用》国保にご加入の方は無料です。

●年齢は平成25年3月31日現在です。

●昭和12年9月30日以前生まれの方は、75歳以上が対象の「健康診査」を受診いただくこととなります。受診券の送付月は65歳以上の方と同じです。

●集団健診の日程や受診できる医療機関名など詳細は、受診券送付時にご案内いたします。

問い合わせ 保険年金課 国保年金係 ☎65-0745 ☎63-4618

市民福祉活動センターがオープン

甲南中学校前に整備を進めていた甲賀市市民福祉活動センターが竣工し、5月1日に開所しました。

この施設は、これまで甲南庁舎の別館にあった甲賀市ボランティアセンターのほか、甲南地域福祉活動センター、ケアプランセンター、ヘルパーステーションを移転、充実させたもので、二つの機能を持ちます。

一つは、「あいこうか市民活動ボランティアセンター」として、甲賀市全域の市民活動・ボランティア活動の総合的窓口として機能します。NPO、ボランティア団体をはじめ、区・自治会や自治振興会などあらゆる市民活動の支援を行うほか、団体と団体をつなぐコーディネートを行います。

二つ目は、「甲南地域福祉活動センター」として機能します。同センターがオープンしたことにより、より充実した活動を展開

し、市民の皆さんにも利用していただきやすくなりました。

なお、この施設の整備費は約1億800万円ですが、合併前旧甲南町時代から社会福祉協議会が善意の寄付を積み立て管理されてきた5,000万円を寄付いただきました。

■あいこうか市民活動・ボランティアセンターのご利用を

これまで甲賀市ボランティアセンターは、市内全域を対象に、ボランティアをしたい人と求めている人をつなぐ役割を果たし、コーディネート件数は、県下でも優秀な実績を残してきました。

この機能をさらに充実させた、あいこうか市民活動・ボランティアセンターは、ボランティアだけでなく、市民活動全般にわたり、情報提供や相談、コーディネートなど様々な支援を行います。

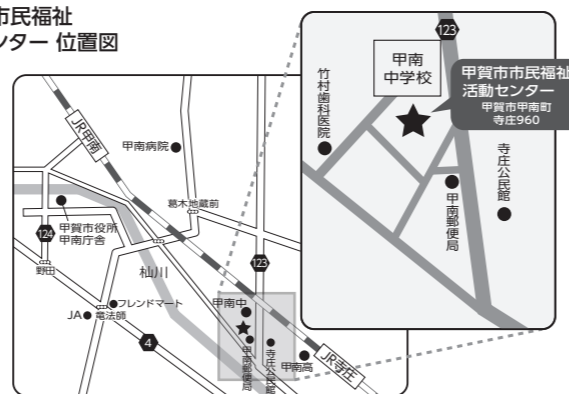
市民活動・ボランティアセンターは、次のような時にご利用ください

- ・市民活動に必要な助成金の情報がほしい。
- ・大判プリンターで総会の看板を作りたい。
- ・広報誌を作るノウハウを教えてください。
- ・いろんな団体が交流する場に参加したい。
- ・NPO法人を立ち上げる際の手続きを教えてください。

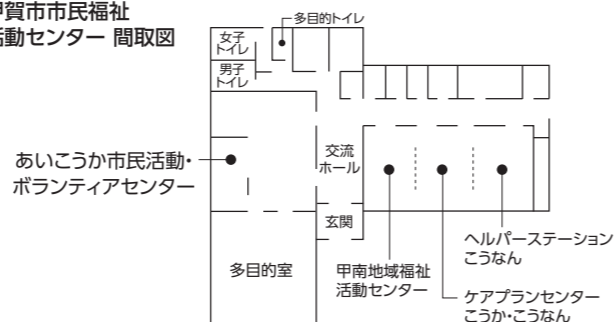
など、これらは一例です。あいこうか市民活動・ボランティアセンターでは専門スタッフがお待ちしておりますのでお気軽にご連絡ください。

問い合わせ
あいこうか市民活動・ボランティアセンター
☎86-6173 ☎86-7226

■甲賀市市民福祉活動センター 位置図



■甲賀市市民福祉活動センター 間取図



介護予防のための生活機能評価を実施します

—生き生きとした生活を送るために—

生活機能評価とは、年齢とともに起こりやすくなっている生活機能の低下を早めに発見し、要介護状態になることを予防するためのものです。

生活機能評価で、自分の生活機能を確認し、日常の生活の中でできる適切な健康増進への取り組みを始めましょう。

【対象者】昭和22年4月1日以前に生まれた方
【実施時期】6月上旬

【事業の内容】

●平成24年4月1日時点で70歳代の方は、「基本チェックリスト」(生活機能状態を確認する質問票を個人通知します)。
●70歳代以外の方は、電話等でお申し込みいただいた方へ「基本チェックリスト」を郵送します。

記入された基本チェックリストは、同封の封筒で返送してください。結果は、後日郵送します。(自己負担の必要はありません)
※詳しくはお問い合わせください。

■生活機能(人が生きていくための機能全体)

- 心身の機能(体や心の動き)
- 生活行為全般、日常生活動作や家事・仕事をこなす能力
- 家庭・社会への参加
- 家庭や社会での役割

問い合わせ

長寿福祉課 地域支援係
☎65・0699 ☎63・4591